

今こそ「子どもに関する基本法」の制定を！

～広げよう！子どもの権利条約キャンペーン提言～

最終案

広げよう！子どもの権利条約キャンペーン 実行委員会
2021年9月21日

私たち「広げよう！子どもの権利条約キャンペーン」は、日本で「子どもの権利条約」がきちんと守られるようにしていくために、日本全国から 170 団体が参加して活動している市民社会ネットワークです。「子どもの権利条約」に書かれた子どもの権利が守られる社会にするために必要だと思うことを、提言としてまとめました。私たちは、この提言を広く社会に発信するとともに、国・都道府県・市区町村にこの提言をもとにした取り組みをすすめるよう働きかけていきます。

私たちの提言には3つの「新しい仕組みづくり」と4つの「大切だと思うこと」があります。

<新しい仕組みづくり>

1. 子どもの権利をどんな場面でも大切にすることを約束する「子ども基本法」をつくる
2. 子どもの権利を実現するために、国が行うことを全体的に見て進める役割ができる国の機関をつくる
3. 子どもの権利が守られているかを確認する仕組みをつくる

<大切だと思うこと>

- A 「子どもの権利条約」を日本中にひろめる
- B 子どもの声をきき、子どもと共に行動する
- C だれひとり、子どもを取り残さない
- D 子どもに対する暴力を、ぜったいにゆるさない

私たちのこの提言は、今の日本の現状に基づき、市民社会組織として子どもたちと関わる中から出てきたことであり、またその作成過程で子どもたちの意見も反映されています。

ここでいう「子ども」とは国連子どもの権利条約（日本政府訳は「児童の権利に関する条約」。以下、子どもの権利条約と表記）に則り 18 歳未満をさします。

3つの「新しい仕組み」を提案します。

日本の子どもの権利は、十分に守られているとはいえません。それは、子どもの権利を守るための「仕組み」がないことが、影響しています。子どもに関する議論が高まる中、私たちは以下のことを提案します。

1 子どもの権利をどんな場面でも大切にすることを約束する「子ども基本法」をつくる

- 1-1 子どもの権利条約で約束されていることにそって、「子ども基本法」を定めてください。国として子どものしあわせを実現するためにはなにが大切と考えるかを、その法律には書いてください。
- 1-2 すでにある子どもに関係する法律や計画は、「子ども基本法」ができたなら、そこに書いてある大切にしたいことも含めて実施できるよう、調整してください。
- 1-3 「子ども基本法」には、子どもの権利実現を総合的に進める機関（子ども庁・子ども省等）を作ること、また子どもの権利が守られているかを確認する仕組みを作ること書いてください。また、このような機関はどのような役割を国の中で果たすのかについても書いてください。
- 1-4 「子ども基本法」には、国がすべきこと、また、都道府県・市区町村がすべきことについて書いてください。さらに、企業等、子どもに影響を及ぼす組織がとるべき行動についても、書いてください。

【なぜ「子ども基本法」が必要なのでしょうか？】

- ・子どもに関する法律が日本にはたくさんあります。しかし、子どもを1人の人として認め、子どもが生まれながらにして権利を持っている存在であること（権利はおとなから与えられるものではないこと）についてきちんと書かれている法律がなく、また子どもの権利の全ての側面について書かれている総合的な法律が存在しません。
- ・日本は1994年に子どもの権利条約を批准（守ることを約束）しました。5年に一度、国連子どもの権利委員会に報告書を出し、子どもの権利がどのように守られているかを報告しています。国連子どもの権利委員会は、日本からの報告に対し「子どもの権利すべてを保障する法律」をつくるよう、何度も強く勧めています。
- ・こうした法律がないことは、日本の子どもに影響しています。なぜなら、問題が起きた時に、その解決方法が「子どもの権利」の視点にたっていないため、本当の問題が何かを見つけづらく、子どもにとって最善の利益をきちんと考えることができないのです。子どもの権利条約を知らない人が多く、「子どもに権利がある」という感覚が、人々の中にあまりないことも、子どもの権利を侵害する大きな原因のひとつになっています。
- ・子どもの権利条約に対応し、「すべての子ども」の子どもの権利実現をみざす法律が必要です。今ある法律は子どもを「保護」「支援」の対象にとらえ、権利の一部の側面しかとらえていません。

【子どもの意見】

●日本では虐待などが起こっている現状があるので、子どもの権利条約は守られていないと考えます。「子ども基本法」を設置し、子どもの権利が守られるようにするための法律や仕組みをつくるのが良いと考えるため、「子ども基本法」があった方が良くと思います。(11歳)

2 子どもの権利を実現するために、国が行うことを全体的に見て進める役割ができる国の機関をつくる

- 2-1 国が行う子どもに関わる取組みを、全体的にみて進める役割をはたす国の機関をつくってください。その機関は必要な権限を持つようにし、十分な予算や人をつけてください。
- 2-2 子どもに関わる法律や政策については、さまざまな年齢や環境下の子どもの意見をきいてつくり、行い、評価してください。またその法律により子どもの権利がどのように守られることになるか、子どもに対して説明をしてください。
- 2-3 子どもの権利が守られているかを確認するために、国際的な基準も参考にして目標を定め、データや情報を集めて、その結果を公表してください。

【なぜ新しい機関が必要なのでしょうか？】

- ・国が行う子どもに関わる取組みは、教育、保健、福祉などさまざまな分野にわたるため、複数の省庁にまたがっています。しかし、省庁による考え方の違いや、とりまとめが十分にされていないことにより、子どもやその周りのおとなが困ってしまうときがあります。
- ・子どもに関して総合的に進める機関には、基本計画をつくること（目標を定めること、データを集めること、子どもの権利がどう影響を受けるか評価すること）、子どもの意見表明・参加の推進、子どもの権利・条約の広報/啓発・教育/研修などが確実に行われるよう、その任務を定めてください。
- ・子どもの権利条約が対象とするすべての分野（教育や少年司法を含む）および日本で暮らすすべての18歳未満の子ども（外国籍・無国籍の子どもを含む）に関することをとりくみの対象にして下さい。
- ・子どもからおとなになったばかりの18歳以上の若者についても、切れ目なく支援できるよう考えて、役割を設けることを考えてください。
- ・子どもたちのデータを集めたり、公表したりするときには、子どものプライバシーにも十分に配慮してください
- ・国・都道府県・市区町村が、市民といっしょに話し合うための会議を定期的に行ったり、市民から意見を聴くための仕組みをつくったりするなど、市民との協力強化もして下さい。

【子どもの意見】

●法律や政策、条例などを作る際にもっと生の子どもの声を伝えていくことで、従来からの改善点をより見つけられるようになると思います(17歳)

3 子どもの権利が守られているか確認する仕組みをつくる

- 3-1 日本に住むすべての子どもの権利が守られているか、子どもの意見を聴きながら第三者の立場で確認、監視する公的機関をつくってください。
- 3-2 この公的機関は「子どもの権利条約」に約束されていることにそって、子どもの権利が守られていないときには、法律、政策、体制などを変えるように政府に対して提言できるようにしてください。
- 3-3 この公的機関には、子どもの権利が守られていない場合に、子どもが安心・安全に報告でき、子どもと一緒に解決するための機能をもつものとしてください。
- 3-4 このような公的機関を国に設置し、また都道府県等、自治体にもあわせて設置してください。

【なぜ独立した公的機関が必要なのでしょうか？】

・子どもの権利が侵害されているとき、子ども自身が訴えて、子どもの意見を表明できる場を公式に国として持っていません。またそれはだれに責任があるのか、そしてどうしたら改善できるのか、を提言する仕組みが、国全体としてありません。一部地域にあるオンブズパーソン制度は子どもの声もきいていますが、そのような自治体（都道府県・市区町村）の制度には国の支持・支援がありません。

・子どもの権利が守られるようにするのは国の義務ですが、国が子どもの権利を守っていない場合もあります。そのために、国から独立して監視する機関が必要です。国連子どもの権利条約を守ると約束をした国は、その約束がきちんと果たされているかを確認するためにも、国から独立した監視機関をつくるよう、国連子どもの権利委員会はすすめています。

・このような国の機関には、①子どもの権利が守られているかの調査・提言、②法律や政策についての提言、③子どもの権利条約で求められていることがどのように国内で行われているかの確認、④子どもの権利・条約の広報・教育についての助言、の役割を持たせてください。

・都道府県・市区町村においては、一人ひとりの権利の問題に対応し、支援する「子どもオンブズパーソン」などの取り組みをすすめてください。

【子どもの意見】

●子どもの権利条約が守られているかどうか、独立した監視・救済のための公的機関をつくってほしいです。国連からも何度か指摘されていることでもあります。いじめホットラインや虐待 SOS などだけでなく、子どもの権利全般に対する機関が必要なのです。（高校 3 年生）

今、日本で子どもの権利を守るために、 大切だと思う4つのこと。

日本で子どもの権利がもっと守られるようになるために、いま大切だと思う4つの分野に関して提言します。「子ども基本法」をつくるにあたって、その中に以下の4つの分野で国が行うべきことについても、きちんと書いてください。

A 「子どもの権利条約」を日本中にひろめる

A-1 子どもからおとなまですべての人が「子どもの権利条約」を学び、理解し、毎日の生活の中で権利を守れるようにする。

A-2 普段から子どもに接する人たちには特に、子どもにはおとなと同じように権利があり、子どもには特別な権利もあることをきちんと理解できるようにする。

【子どもの意見】

●学校教育で、しかも義務教育で、ちゃんと子どもの権利条約の内容を子どもに伝えるべき。(高校3年生)

●子どもの権利条約を授業で学んだ時、途上国の子どもの問題で、日本の子どもは権利が守られているから関係ないというような感じを受けた。でも、日本の子どもも権利が守れてないと思う、もっとちゃんと教えてほしい。(16歳)

●子どもの権利条約を日本および世界の中で広めるために、おとな、子ども、社会に対してアクションを提案したいです。(中略)「子どもなのにすごいね」「子どもだからできないよ」という声が少なくなり、子どもの尊厳が守られる社会になってほしいです。(小学6年生)

【そのためにできること】

① 子ども自身が自分の権利を知り、学ぶ

・学校で、さまざまな科目の教科書で、子どもの権利条約を紹介する。また、子どもの権利条約を教えるようカリキュラムにはっきり書く。子どもの権利条約の視点を入れ、子どもたちが学び、考える機会を作る。

・「生徒手帳」で子どもの権利条約を紹介する。

・里親家庭や施設で暮らすことになった子どもに「子どもの権利ノート」を配布してきちんと活用する。

② 保護者や子どもに関わる人たちが、子どもの権利条約を学ぶ

・「母子(父子)健康手帳」をはじめ、親向けの資料で子どもの権利条約を紹介したり、講座を開いたりする

・子どもに関する専門家(保育士、幼稚園・学校の先生など)になることをめざして大学などで勉強するときのカリキュラムに、子どもの権利条約の内容をきちんと盛り込み、実践できるよう訓練する。

・保育園・幼稚園、認定こども園、学校、学校以外の子どもたちの居場所(フリースクール、放課後児童クラブ、児童発達支援・放課後等児童デイサービス、児童館、冒険遊び場、こども食堂、子どもの学習サポート、塾など)、子どもたちが暮らす施設等で、子どもに接する人たちが学ぶことができるような支援をする。

・子どもに関わる職業の職員研修でちゃんと子どもの権利条約について学べるようにする。

・子どもの居場所で、ボランティアで子どもに直接関わることをする人へも、学ぶ機会をつくる。

・子どもを預かる場で、子どもに対する暴力や虐待が起きないように、セーフガーディング研修を実施する。

③ 全国的・地域での啓発

・子どもの権利条約の内容に関連する記念日に発信する

⇒こどもの日(5月5日)、世界子どもの日(11月20日)、「虐待防止月間」(毎年11月)、「人権週間」

(毎年12月4日～10日) など

- ・「子どもの権利週間」を新たにつくり、全国的に子どもの権利条約の啓発・学ぶ機会を提供する
- ・子どもの権利条約について、マスメディアやSNSで発信していく

B 子どもの声を聴き、子どもとともに行動する

- B-1 子どもに関係するすべての法律や政策は、さまざまな年齢や環境下の子どもの意見を聴いてつくり、子どもが理解できる文章や言葉で伝えてください。
- B-2 自分から、声をあげづらい状況にある子ども（赤ちゃんや小さい子、障害のある子ども等）には、その子どもの声を、子どもの代わりに言ってくれる人や、聴きとれるような仕組みが、必要であることも忘れないでください。
- B-3 子どもに関わることについて、子どもが自由に意見をいえて、またその意見が真剣に受け止められ、大切にされる仕組みを国、都道府県、市区町村で整えてください。
- B-4 子どもには自分の気持ちや意見を伝え、グループをつくり、社会に参加する権利と力があります。子どもが力を発揮できるための仕組みを政府、都道府県、市区町村、学校や地域などをつくってください。

【子どもの意見】

●子どもの参加する権利と聞くと、「子どもはわがままになる」と考える人がいますが、子どもが参加する権利を知ることで、自分の頭で考えて意見を発することができるようになるからです。私たち子どもにも、賛成かどうか聞くだけでなく、同じテーブルで、話す一人として意見を言わせてほしいです。(中学3年)

【そのためにできること】

①仕組みを整える

- ・子どもには意見を言う権利があり、おとなはその意見をきちんと尊重しなければいけないことを、子どもに関する主な法律にきちんと盛り込む。また、子どものこのような権利を守るための具体的な方法についても、法律で決めておく。
- ・国・都道府県・市区町村の取り組みに子どもたちの意見が反映されるようにするため、子ども向けの意見公募（パブリックコメント）の実施や「子ども会議（議会）」の設置などをすすめる。
- ・子どものSOSに対応している仕組みや団体を、お金の面も含めて支援する。
⇒たとえば、法務省「子どもの人権110番」、チャイルドラインなど

②子どもの声を聴くための仕組みをつくる

- ・おとなが子どもの声を受け止め、それを社会に発信し、子どもがおかれている状況を変えるような仕組みをつくる。とくに、意見をうまく言えない子ども、意見を言ってもしかたがないと思っている子どもたちの声をしっかり聴いていくように努力する。
- ・子どもが使える言語（日本語以外の言語、手話など）やツールを使って意見をすることができ、その声を聴く仕組みを整える。
- ・おとなが子どもの声をじっくり聴く時間をしっかりと持てるようにすること。そのための環境整備や支援をする。
- ・学校や施設の運営方法、環境、ルールなどについて、その学校・施設を利用する子どもが意見を言えるようにするための仕組みをつくる。

③子どもをエンパワーする

- ・子どもが意見を言い、行動していけるようにするための環境づくりと支援に取り組んでいく。
- ・ほかの人とコミュニケーションする力、人前で意見を発表したりする力などを子どもが身につけられるようにしていく。
- ・子どもが忙しすぎて意見を言ったり行動したりするための時間がなくならないようにする。

C だれひとり、子どもを取り残さない

- C-1 子どもに対する様々な差別をなくすための取り組みを行い、国籍、性別、年齢、言語、障害などにかかわらず、日本に住むすべての子どもの権利が守られるようにしてください。
- C-2 日本に住むすべての子どもが、学校だけでなく学校外でも状況に応じて十分な教育が受けられるようにしてください。
- C-3 困難な状況下の子どもを支えるための取り組みを強化してください。困難な状況下とは、貧困、虐待、災害の影響下にある子どもや、様々な理由から生きづらさを抱えている子ども、障害のある子ども、外国ルーツの子どもや無国籍の子ども、ヤングケアラーや児童労働等、今の日本社会の中で子どもが負える以上の責任を背負っている子どもを含みます。

【子どもの意見】

●不登校の子どもたちが増えているが、そのなかで、学校以外の居場所で、自由に過ごしていいという認知が広がってない。学校に行きたくないのに、学校に行くことが正しい、という価値観だけが正しいというのはおかしい。学校外での学びの選択肢が認知されてほしい。(17歳)

●私自身、外国にルーツのある子どもです。外国にルーツのある子どもの中には、経済的な理由や、言葉の壁から高校や大学への進学をあきらめざるを得ない場合があります。でも、その実態が分からないので対策しきれません。日本政府には、外国にルーツのある子どもの教育を受ける権利の実態をちゃんと調査して公表してほしいです。(17歳)

【そのためにできること】

①法制度を整える

- ・今ある法律に基づいて差別を解消するための取り組みをさらにすすめ、必要に応じて新しい法律をつくる。
- ⇒差別をなくすためにつくられた法律としては、今のところ、男女差別、障害のある子どもに対する差別、部落差別、ヘイトスピーチ（外国とつながる人たちへの差別をあおるような発言）に関するものぐらいしかない。
- ⇒人種差別、民族差別、SOGI（性的指向／性自認）による差別などを禁止する法律はないので、さまざまな理由に基づく差別を禁止するための総合的な法制度をつくっていく。

②現在の制度を見直す

- ・権利がきちんと守られないまま放置されている子どもを支えるために、国・都道府県・市区町村の取り組みを子どもの権利の視点から見直す。
- ・フリースクールなど学校以外の場所で学ぶ機会がさらに守られるようにする。また、本人が望まないのに学校に行けなくなることがなくなるように、現在の学校・教育のあり方を見直していく。

③さまざまな子どものニーズにこたえる

- ・日本に住む、沖縄・琉球のひとびとやアイヌ民族など先住民の子どもや、外国にルーツのあるすべての子どもが、日本語と日本文化だけではなく、親から受けつぐ言葉や文化も尊重されながら教育を受けられるようにするための取り組みをすすめる。
- ・障害のある子どもをはじめ、多様なニーズを持つ子どもがみんなと一緒に学ぶことを選べるようにするため、必要な助けを得られるようにしていく。

④さまざまな状況下の子どもを支援する

- ・地震・台風・豪雨などの災害にあった子どもが、長期的に支援を受けられるようにする。
- ・新型コロナで日本中の子どもがしばらく学校に行けなくなったことなども考え、新しい「学び」のあり方を子どもたちといっしょに考えていく。

D 子どもに対する暴力を、ぜったいにゆるさない

D-1 子どもに対するあらゆる暴力（※）をなくすための取り組みを強化してください。

D-2 「子どもに対する暴力」とは、具体的にどのようなことが含まれるのか（※）を、子ども自身に広く伝えてください。子どもはあらゆる暴力から守られる権利をもっていて、暴力を受けたときには助けを求められること、そして助けを求める方法を子どもに広く伝えてください。

D-3 家庭や学校以外にも子どもにとって安全・安心な「居場所」を子どもの身近な場所につくってください。

D-4 子どもと直接かかわりがある人もない人も、子どもはあらゆる暴力から守られるべきであることを認識し、暴力を受けている子どもを見逃さず支援するように啓発してください。

※子どもに対する暴力とは、いじめ、性暴力、虐待（ネグレクト含む）、体罰、言葉による暴力等を含みます。

【子どもの意見】

●おとなは子どもより強いと思っているから、そういったこと（暴力）ができるんだと思う。だから子どもの権利を高めることで守ることができると思う。（17歳）

●なぜ暴力をふるっている人がいるかを考えると何かしらの理由（経済的に苦しく精神状態が安定しない、など..）そういったことの支えを強く手厚いものにする必要もあると感じました。（17歳）

●居場所をたくさんつくるとはとても大事だと思います。家や学校に居場所がない子どももそれ以外に居場所があれば、助けを求めることが出来やすくなると思います。（18歳）

【そのためにできること】

①法律で明らかにする

・子どもへの暴力は、どんな場所でも、どんな形でも許されないことを、さまざまな法律などにきちんと書く。

②子どもを支援する

・恋人など親しい人同士の間でふるわれる暴力（デートDV＝ドメスティック・バイオレンス）や自撮り被害などオンライン上の性的搾取の予防対策や性教育（セクシュアル・リプロダクティブ・ライツヘルス（SRHR）に関する教育）を強化する。

・暴力を受けたりいやなことがあったりしたとき、安心して相談・通報できる仕組みと雰囲気をつくる。

・子どもが安心して安全に過ごすことができる「居場所」を、全国で子どもの身近なところにつくる。また、居場所づくりをすすめている団体やグループが活動しやすいよう支援する。

③おとなへの啓発・支援を行う

・子どもに対する暴力についておとなへ啓発すると同時に、暴力をふるわずに子どもに接することができるようにするため、親をはじめとするおとなを十分に支えていく。

⇒体罰を使わずに子どもと関わる方法を学ぶ機会を、すべてのおとなに提供し、実践を支援する。

⇒子どもに普段から関わるおとな（保護者、学校の先生、児童養護施設の職員等）が、ストレスがたまって子どもにあたりしないう、子育て世代の負担や貧困、学校・子どもに関する施設での働き方などの問題にも取り組む。

以上

【この提言の背景・作成者・策定プロセスについて】

■子どもの権利条約

子どもの権利条約は、子どもが幸せな生活を送れるようにするためにそれぞれの国で守るべきことをまとめた、国際的な法律です。世界中の国々の代表が集まる国連（国際連合）で、1989年11月20日に全会一致でつくられました。

子どもの権利条約には、子どもたちが当たり前のこととして持てなければならない「権利」が書かれています。条約を守りますと宣言した国は、そこに書かれている権利を守っていく義務と責任があります。

日本も1994年にこの条約を守りますと宣言したので、日本で暮らすすべての子どものために、条約に書かれている権利を守っていかなければならないのです。ここでいう「子ども」とは、国籍に関わらず（国籍のない子どもも含め）18歳になっていないすべての人をさします。

■「広げよう！子どもの権利条約キャンペーン」

「広げよう！子どもの権利条約キャンペーン」は、日本で子どもの権利条約がきちんと守られるようにしていくためのキャンペーンです。2019年の、子どもの権利条約ができてから30年、日本が条約を守りますと宣言してから25年という節目の年に始まり、170団体が賛同しています。実行委員会が中心となって、次の3つを活動の柱とし、活動しています。

- (1) すべての子どもの権利保障につながる条約の広報・啓発
- (2) 条約に関わるNGO・NPO・団体・個人などのネットワーク
- (3) 子どもの声を含め市民の声を子ども政策に反映させるための政策提言

ウェブサイト：<https://crc-campaignjapan.org/> Facebookでも発信しています！

■提言策定のこれまでとこれから

本提言は、日ごろから子どもと関わり、子どもをめぐるさまざまな問題に取り組んでいるおとなが、子どもの意見をできるだけ聴いて、それを反映しながらつくりました。当初の予定では、子どもとともに2022年3月に完成することを目標にしていたのですが、子どもに関する議論の高まりなどをうけて、緊急に最終案を2021年11月に提出することに、予定を変更しています。最終案はキャンペーンのウェブサイトに掲載します。

2020年11月	提言第一次案の公開（おとなのみの議論）
2020年11月～2021年4月	子ども版を作成。子どもたちへのヒアリングを実施（東京、愛知）。子どもたちの意見反映・修正作業
2021年4月22日	第二次案発表。
2021年8月～9月	第三次案作成
2021年9月21日	最終案公開。
2021年9月21日～11月	キャンペーン賛同団体、子どもへのヒアリングやアンケート、修正作業
2021年11月20日	最終版発表（予定）